

まず冒頭に、本日追加提案された職員の給与改定の条例を見ると、6年連続の県独自の賃金カットの上に、新たな財政再建方策で示していた地域手当の不支給だけでなく、基本給そのものまで、不完全実施という極めて理不尽な勧告の取り扱いになっていることに、危惧の念を抱かざるを得ません。知事の姿勢に対する抗議の意味で開催された10.31の時間内食い込み集会に対しては、法に照らし厳正に措置するといわれますが、前触れも無しに人事委員会勧告制度の基本である基本給の部分まで不完全実施をするということは、労働基本権制約の代償機能を果たす人事委員会勧告制度を無視、し続け、職員を無権利状態にしています。このようなことで、知事と職員との信頼関係は築けるのでしょうか。今日の難局を乗り越えるためには、知事と職員の信頼関係を築くことがまず第一であること強く申し上げておきます。

次に、さる11月16日に地方分権改革推進委員会は、「中間的な取りまとめ」をまとめ、第二期地方分権改革において取り組むべき課題を提示しました。

第一次地方分権改革は、国と地方の関係が、上下・主従の関係から、対等・協力の関係となったにもかかわらず、法令等による国の関与が残され、「未完の改革」に終わってしまいました。

今度こそ、地方分権改革に名を借りた単なる財政再建と行政改革ではなく、地域の自己決定権の拡大と公共サービスの拡充を柱とする、真の地方分権改革を実現しなければなりません。そのためには、自治体の首長や職員、地方議員が、なんとしても、地方の自主・自立、地方分権を勝ち取っていくといった気構えを持って、事に当たらなければ進まないものであるということを申しまして、質問に入ります。

質問の第一点目は、地方財政制度のあり方についてであります。

ご存知のとおり、H16～18年度の3年間に行われた三位一体改革は、地方にとっては、国庫補助負担金で4.1兆円の廃止、そのうち3兆円が税源移譲され、差し引き国庫補助負担金で約1兆円削減、地方交付税等で5.1兆円削減された形となり、合わせて6.1兆円も地方は切り捨てられ、国の財政再建に利用された結果となったわけです。

この間の「小さな政府論」は、イコール「地方財政計画の削減」イコール「地方交付税の削減」の構図になっています。地方分権は名ばかりで、実際は、国の借金のツケを地方に押し付け、地方を切り捨てて乗り切ろうとしている政府の姿勢が見え隠れします。

知事も再三、「地方交付税の確保、削減反対、復元」と訴えていることは、承知しております。先の全国知事会議でも、これ以上の削減は教育や福祉など県民生活に多大な影響を及ぼすことが避けられないということを強く訴えておられたとお聞きしております。

しかし、知事から、どうやって地方交付税を確保、復元していくかの具体策について、お聞きしたことはありません。政治家であれば、単に地方交付税を復元してくれ、確保してくれだけでは、あまりにも単純過ぎるのではありませんか。また、これまで国に対して強く訴えてきたけれども、成果はなかったわけです。そこで、世論を喚起するために、地方分権の観点から、香川県知事としての具体的な提言を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、まず「具体的な地方交付税の確保、復元策」について、知事のご所見をお伺いします。

私は、今日、地方分権が進まないのは、国の関与が強く、地方に同額の裏負担がある「奨励的な国庫補助金制度の存在が元凶」と考えています。「アメ政策の奨励的な国庫補助金制度」を廃止し、そのお金を一般財源化し、現在の地方交付税に上乗せして、地方に交付する仕組みにすべきと考えます。

このことは、国の官僚の権益を手放させなければならず、官僚の抵抗が相当強いものがあり、簡単なものではないことは承知をしています。

三位一体改革においてみても、地方6団体は、国庫補助金制度の廃止を強く主張されていましたが、義務教育費国庫負担金、国民健康保険負担金、児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金など、一般財源化され税源移譲されても、義務的な経費のため、地方の支出は変わらず、地方の自由度は高まらなかったわけです。また、補助金廃止に伴う関係法律も、当該補助金の負担割合のみを改廃しただけで、国から地方への権限移譲は行われず、国の関与はほとんど変わらず、権限の面でも自治体の自由度は高まらなかったわけです。

国民が最も望んでいる奨励的な公共事業補助金の廃止は、一部施設整備費の補助金廃止以外は、すべて交付金化されただけに終わり、補助金官庁を取り巻く利権構造はそのまま温存されたわけです。

まさしく、国の官僚にやられ、惨憺たる結果となってしまったわけです。

三位一体改革では、地方6団体が望まなかった補助金改革ばかりされ、今日、その主張が後退し、しりごみされているのではないかと思います。さらに、「国から地方へ」という垂直的財政調整の議論が後退し、ふるさと納税や法人2税調整など「地方間の争い」という水平的財政調整が浮上し、地方団体の内部分裂を引き起こさされ、財務省主導の地方財政議論になっていると考えられます。しかし、ここは、地方分権とは何か、「国から地方へ」という垂直的財政調整の議論が、本来のあるべき姿であり、もっと地方6団体がこのことに集中して国に対抗すべきと考えますが、官僚出身である知事のご所見をお伺いします。

質問の第二点目は、事業選択のあり方についてであります。

これまで、国直轄事業については、聖域化扱いされてきており、一度事業に着手すれば、最後までやるという構図が生まれてきています。そんな中、国営讃岐まんのう公園の整備については、多くの議員が本会議や委員会の中で、これほどの財政危機の中で、これ以上の整備をどうしても今やらなければいけないのか、と質して参りました。これに対して、知事や政策部長、土木部長は「国に対して直轄事業負担金制度の廃止要望とともに、公園整備事業の進捗調整を強く要望してきているところである」と同じ答弁を繰り返すばかりであります。

しかし、国営讃岐まんのう公園は、多くの議員が主張されるように、現在整備された開園区域だけで、十分機能を果たせるのではないのでしょうか。

この公園が今後、整備されなければ、県民が困るのでしょうか。

今年度まで、県負担額として、整備費に3分の1負担の137億円余り、維持管理費に45%負担の19億円余り、合わせて150億円以上の負担を行っています。H17年度からの財政再建期間中においても、毎年5億~6億円の負担を行っています。今後の整備計画は、面積では現在の3倍以上になる計画になっているようですし、事業総額も不明、事業期間も不明、未曾有の財政危機の状況の中で、こんな先の読めない事業を続けていていいのでしょうか。

知事、仕組み上、聖域化されているこの事業に対して、どうお考えなのか。

3年間の財政再建を果たせなかった責任を踏まえて、どうお考えなのかお聞かせください。

一方、このすぐ近くには、県立の満濃池森林公園があります。この公園は全国植樹祭が行われた由緒ある公園であります。この公園は、幼稚園や保育所、小学校の遠足の場所として使えるように整備されていけば、人気の高い場所になります。国営まんのう公園とは違い、バスの駐車場料金も要りませんし、小学生、保護者の入園料も要らないからです。バスのチャーター料金などの保護者負担以外の負担を少なくできるからです。負担が少なく、広い芝生広場やファミリー広場で伸び伸びと1日過ごせる条件があるからです。

しかし、残念ながら、幼稚園や保育所の先生たちからお聞きするには、県立の満濃池森林公園には、就学前の幼稚園・保育所の子供や小学校低学年用の遊具の整備がないこと、トイレが水洗式ではなく、汲み取り式であり、小さい子どもが怖がることから利用されにくくなっているとのこと。整備が十分でないどころか、現在ファミリー広場に整備されている小学校高学年や中学生クラスが使用できる遊具も、昨年より老朽化が著しく使用禁止になっているとホームページで拝見しました。公園管理事務所にも保育所等から問合せがあったとお聞きしています。この遊具は平成2年に設置されてから、補修を繰り返しながら、現在に至っているとお聞きしました。来年3月にやっとりリニューアルすると聞きましたが、お金がないから、ここまで放置していたのでしょうか。また、要望の多い幼稚園や保育所の子供たち対象の遊具の整備や芝生広場やファミリー広場のトイレの水洗式の整備について、実施できないのか。知事にお尋ねします。

私が、この二つの公園の状況を比べて見て感じることは、幼稚園や保育所の先生方や保護者は、毎年5億円も投資している立派な公園の整備より、身近に使いやすい公園の整備を望んでいるのではないかということです。

知事は、国営まんのう公園は、県外利用者が約50%利用しているなどの効果を強調されていますが、地元県民が利用したい県立の森林公園の整備が進んでいない現状をどうお考えなのか、どちらの事業を優先すべきとお考えなのか、知事の事業選択のあり方について、お伺いします。

質問の第三点目は、「地域福祉のあり方について」であります。

私は、先般、同僚議員と一緒に、「富山型小規模多機能サービスの施設」を見学に行

く機会に恵まれました。

富山型小規模多機能サービス施設とは、民家等を改修し、高齢者、障害者、児童等に対してサービス、ショートステイなど多様な福祉サービスを提供する利用者20人程度の小規模な施設であり、年齢や障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で、様々なニーズに対応したきめ細かなケアを受けながら暮らせるための施設です。地域での福祉サービスの受け皿として、この施設を運営するNPO等に対して富山県、市・町が支援を行っています。

この方式は、約14年前、富山県に住む3人の看護師が自ら考え実行した形であります。

その内の一人の創設者は、当時「病院で看護婦として働いていることの限界を感じた。」と言っています。病院でいくらお年寄りの命を助けても、最後の場面で「家に帰りたい」「畳の上で死にたい」とお年寄りが泣いている場面をたくさん見て、また、以前訪れた老人ホームでも、まるで生きる気力を無くしているかのように、お年寄りたちが全く話もせず一日を過ごしている姿を見て、どこか違和感を感じたそうです。

また、高齢者と子どもを一緒にすれば、「子供といっしょに笑ったり、怒ったり、歌をうたったりすることは、どんなりハビリよりもよい。子供がいれば、リハビリなんてする必要がない」と感じ、障害がある子どもも一緒に過ごせたらと考えたわけです。

そこで、3人の看護師は病院を退職し、人生の晩年を、介護が必要な人も、病院・施設で暮らすより、できるだけ自宅で生活できるようサポートできる身近な施設を作ることになりました。

施設と聞くと、お年寄りばかりがいる老人ホームのような場所を思い浮かべる方もいると思いますが、この施設は、子供もお年寄りも、中年の人も障害者の人も、「誰でも必要なときに必要なだけ利用」でき、施設らしさは全く感じられないところです。地域に暮らす誰でもが気軽に立ち寄れる場所、ふれ合い、助け合いの暮らしのための情報拠点になっています。私が訪問した施設も、手芸をしているおばあちゃん、五目並べをしている若い障害者、お人形を赤ちゃんのように抱えている痴呆症のおばあちゃん、毎日、お茶だけを飲みに来て、お話をして帰る近所のおばちゃんなどが職員やボランティアの人たちと一緒に、なごやかな空気に包まれていて、家庭的な雰囲気の中でサービスを受けているように見えました。私が声をかけると、皆さんがにっこりして笑って応えてくれました。

富山型の特徴は、「来る人は断らない」こと。「必要とする人の役に立つ」ことを最優先することで、高齢者・障害者・障害児・幼児と集まる人の幅がどんどん広がり、気がつくとも高齢者がよく笑う元気な人になり、障害者が子どもを抱き、子どもが高齢者を気遣うやさしいしぐさを見せるようになっているようです。少人数でゆったりと自分のペースで過ごすことがよい効果を生み出しているようです。

さらに、登校拒否の生徒も受け入れ、その生徒が施設に来るようになって、この施設のボランティアをするようになり、今では、「将来福祉の仕事がしたい」と言って、家庭教師をつけ勉強しているそうです。

また、引きこもりの方も受け入れ、今ではこの施設の職員となって頑張っている姿も拝見しました。

地域住民との交流も活発で、現在 250 名の方がボランティアで、話し相手やレクリエーション、家庭菜園、歌・踊り、マッサージ、ピアノ、将棋、囲碁など、自分の特技などを生かして施設に関わり、色々な形でこの施設を支えてもらっているそうです。

私が訪問した N P O 法人は、自分では火の管理ができない独居老人のために、高齢者用の下宿兼ディサービスの施設を整備するため、古い民家の改修工事に着手していました。食事代を別に月 3 万円で受け入れできるようにしようと計画を立てていました。

その N P O 法人の代表者は、この施設の改修費用 600 万円のうち、県と市が 400 万円助成してくれるから、自分で用意しなければいけないのは 200 万円だからできる。人件費率が 70% の経営状況の中で、この改修費用を行政が後押ししてくれるからこそできると強調していました。

N P O 法人の活動の実績とともに、行政の柔軟な補助金の出し方が「富山型」を作り出したと考えられます。

赤ちゃんからお年寄りまで、障害があっても無くても、いつでも利用できるという、理想的な施設であり、お年寄りは子供達から元気を、子供はお年寄りからたくさんの事を学び、核家族でお年寄りとの交流の機会が減少し、少子化が進んだ今の時代に、それらによって起こる様々な問題を解決するためにも、必要な場所であると感じました。巨額の税金をつぎ込み建てられる人里はなれた大規模施設ではなく、地域と密着した小規模施設が、福祉サービスの提供の場にとどまらず、地域に開かれた福祉コミュニティを創り上げる拠点として、重要な役割を担っていきつつあると強く感じました。

まだまだ、介護福祉の大半は、「お年よりはお年より同士」「赤ちゃんや子どもは一緒に」「障害者は障害者だけで」といった形態で介護福祉が行われ、また、多くの施設で、まるで学校の授業のように時間割に基づいて集団行動を行うといったことが多々あるようです。富山型ディサービスは、もっと自然な形態で色々な人や色々な年齢の人たちが一緒に自然に過ごす小規模な介護スタイルです。

この、本当の意味でのノーマライゼーションである「富山型」は福祉関係者の共感を呼び、富山はもちろん、滋賀、長野、愛知、徳島、熊本、佐賀へと全国へ広まりつつあります。

香川県には、老人福祉施設等施設整備費補助金制度がありますが、もっと縦割り行政を見直し、地域の視点に立って、地域共生ホームという新しいケアの形を实践する富山型方式の積極的な導入も検討してみてはどうかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

質問の第四点目は、高校教育及び生涯学習における社会保障制度の啓発についてであります。

ご存知の通り、年金の記録漏れ問題や国民年金の空洞化の問題など、老後のセーフティネットである公的年金制度が揺らいでいます。確かに、社会保険庁のずさんな体制や公

的年金制度の負担と給付の改悪に対する国民の不信感も多いにあると考えられますが、一方で国民の知識不足や理解不足も関係があるのではないかと考えます。厚生労働省の調査で見ますと、国民年金の未納率は平成 16 年度には 37%に達し、その未納率は若年層ほど高く、20 代では半分、30 代では 4 割以上が保険料を支払っていないという結果が出ています。未加入者に未加入の理由を尋ねてみると、大きく分けて、届出の必要性を知らなかったなど「知らない間に未加入になっていた」と答えた人が 44%、「加入したくない」と答えた人が 56%でした。加入したくない人の中で、「経済的に払えない」と答えた人が 38.3%であるという結果が出ています。私自身も振り返って見ると、20 歳になって、国民年金に加入する通知が来たようですが、学生時代の年金は親が払っていましたし、就職した時点で共済年金に加入になったので、市役所へ行って国民年金の喪失届けも親がしてくれました。また、就職した時点で親から国民年金手帳は大事に持つておくように言われました。その後平成 9 年 1 月から、すべての年金制度に共通した基礎年金番号が実施された時、その国民年金手帳を持つていたために、国民年金の番号も統一でき、私の場合は年金記録漏れは生じませんでした。

このように私自身が 20 歳時点で関心がなかったように、また国会議員でさえ未納者がいたことなどを考えると、未納者のうち、届出の必要性を知らなかった者が 44%存在しているのも理解できるわけであります。

過去にも、年金制度を知らなかった若者が、交通事故で障害になったにも関わらず、国民年金の届け出をしていなかったことで、障害年金をもらえなかった事例があるように、制度を知らないことで、その人の生活に大きな影響をもたらすことになるのです。

また、高校生が就職活動をする時にでも、厚生年金や健康保険などの社会保険、労災保険や雇用保険などの労働保険の知識を持つておくことが必要なのではないかと考えます。今日の雇用形態を見ますと、正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート、アルバイトと多種多様な雇用形態がある中で、社会保険、労働保険の未加入問題が大きな社会問題になっており、労働者のセーフティーネットであるこれらの年金や健康保険についての知識を持つておくことが、就職活動の中でも重要なキーポイントとなります。

今日、年金や健康保険については、色々取りざたされていますが、自分自身の掛け金だけでなく、税金や事業主負担も相まって運営される制度であり、個人で貯蓄・負担するよりは良い制度であることは間違いありません。

今日の若者の自立心の低下、家庭や地域社会の教育力の低下、安易な離職転職の増加、ニートやフリーターの増加などを見ると、その場しのぎの生活思考になっており、老後も含めた長い人生設計を考える教育が乏しい状況になっているのではないかと危惧するものであります。ぜひ、社会の中で「生きていく力」、社会性を身につける教育も社会人や成人になる前に必要ではないかと考えます。

そこで、現在、県立高校の一部の定時制で実施している香川県社会保険労務士会による社会保険のしくみを漫画で分かりやすく説明してもらおう出前授業を、すべての定時制で実

施するとともに、全日制においても就職希望生徒に対し、就職指導時に社会保険や労働保険の仕組みの授業を実践してみてもどうかと考えます。教育長のご所見をお伺いします。

また、大学進学希望者についても、20歳になった時点での国民年金制度の手続き、免除制度、就職後の厚生年金への切り替えなどの基礎的な仕組みについての教育も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。併せて、教育長にお伺いします。

さらに、若者だけでなく、多くの県民の方々にも、年金制度や新たに創設された後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度の仕組みや手続き面について、広く知っていただくため、地域の生涯学習の場でも積極的に啓発していかれてはどうかと考えますが、教育長のご所見をお伺いしまして、私の質問を終わります。